

社会福祉法人楽友会評議員及び役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人楽友会（以下「本会」という）定款（以下「定款」という。）第五条に定める評議員及び定款第一五条に定める役員の報酬等について定めるものである。

(評議員の報酬基準)

第2条 評議員報酬は、評議員会への出席報酬とし、日額10,000円を支払うことができる。

2 前項の報酬は、評議員の指定する金融機関口座に振り込むものとする。

(理事長の報酬基準)

第3条 理事長報酬は年額1,800,000円とし、月額150,000円を翌月の25日までに理事長の指定する金融機関口座に振り込むものとする。

(非常勤理事の報酬基準)

第4条 理事長を除く非常勤理事の報酬は、日額10,000円とする。

2 非常勤理事への報酬は、理事会又は評議員会に出席したとき及び理事会又は評議員会以外の日において法人及び施設の運営のための業務にあたった場合に支払うことができる。

3 前項の報酬は、非常勤理事の指定する金融機関口座に振り込むものとする。

(職員が兼職する理事の報酬基準)

第5条 職員が理事を兼職する者には、職員給与のみを支払うものとする。

(理事報酬の年間総額)

第6条 第3条及び第4条に規定する理事の報酬総額は年額3,000,000円以内とし、第5条に規定する理事の報酬は本会職員給与規程に基づく額とする。

(監事の報酬基準)

第7条 監事報酬は、日額10,000円とする。

2 監事への報酬は、評議員会又は理事会に出席したとき及び理事会又は評議員会以外の日において監査業務にあたった場合に支払うことができる。

3 前項の報酬は、監事の指定する金融機関口座に振り込むものとする。

(監事報酬の年間総額)

第8条 前条に規定する監事報酬の総額は年額300,000円以内とする。

(出張旅費)

第9条 役員が法人業務のために出張する場合は、報酬に加え出張旅費として交通費実費及び宿泊費実費を支給することができる。

2 旅費等は原則として、出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(評議員及び役員の職務証跡)

第10条 評議員及び役員は、職務証跡の作成に協力するものとする。

(改訂)

第11条 本規程の改訂は、評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

この規程は、令和2年4月3日より適用する。